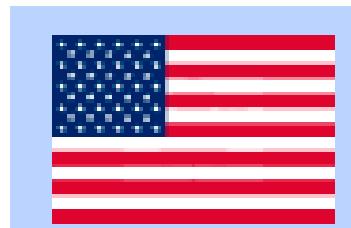
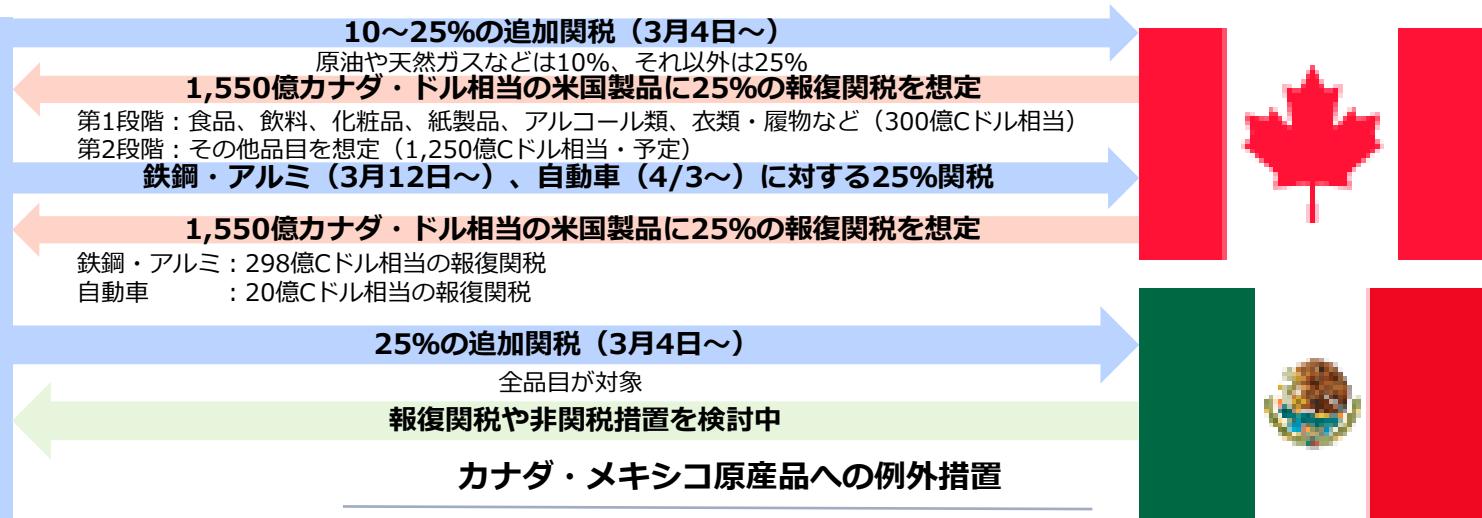


カナダ・メキシコにも追加関税発動

- トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ、メキシコ、中国産の全輸入品に対する追加関税を発表。国際緊急経済権限法（IIEPA）が根拠法に。
- カナダ、メキシコへの追加関税は1ヶ月（3月4日まで）延期したが、結局発動。その代わり、相互関税は両国原産品には課されない。



関税が必要な理由はいくつもある。1つ目は、米国に大量に流入した人々（不法移民）。2つ目は、麻薬、フェンタニルの流入。3つ目は、貿易赤字という形で与えている巨額の補助金だ。
(1月30日、記者団に対する発言)



1. USMCA原産性を満たしたもの（自動車・同部品以外）

- USMCAの原産規則を満たした両国の原産品に対しては特恵関税（0%）が与えられる。当初は4月2日までの特例措置とされていたが、IIEPA関税が継続する限り維持される見込み。

2. USMCA原産性を満たしたもの（自動車・同部品）

- 上記例外措置に関わらず、両国原産品は25%の232条関税の対象になる。
- ただし、USMCAの原産地規則を満たした両国原産品であれば、25%が課されるのは非米国産部品の価格のみとなる。
- 自動車には4月3日以降、自動車部品には5月3日以降、232条関税が課されているが、部品については非米国産部品に対する追加関税は、それを適用するプロセスが確立されたと商務長官が官報で公示するまで、適用対象外。